

## 【豊島区労働組合協議会綱領・規約】

### 綱領

吾等は、組合の自主性を確立し、豊島区労働者の団結を期す。  
吾等は、労働者の生活の安定を計り、文化的生活の向上を期す。  
吾等は、労働者の使命を自覚し、組合運動を通じて民主的平和日本建設にまい進せんことを期す。

### 規約

#### 第一章 総則

第1条 この協議会は豊島区労働組合協議会(略称を「豊島区労協」と呼ぶ)と称し、事務所を豊島区南池袋2丁目6番8号興一ビル401号におく。

第2条 この協議会は、区内の民主的な労働組合の団結により、区内労働者の社会的・経済的地位の向上を計るとともに、労働者階級の解放と民主主義国家の建設に寄与することを目的とする。

第3条 この協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.加盟組合の強化と、その組合員の労働条件を維持改善すること。
- 2.加盟組合員の福利の増進と文化の向上を計ること。
- 3.同じ目的を持っている団体と協力提携していくこと。
- 4.その他、目的の達成に必要なこと。

#### 第二章 組織

第4条 この協議会は、豊島区に活動する労働組合をもって構成する。

第5条 この協議会の目的に賛同しく加盟しようとする労働組合は所定の手続きを経た後に加盟できる。

第6条 この協議会を脱退しようとする労働組合は所定の手続きを行うものとする。

#### 第三章 機関

第7条 この協議会の機関は、大会と幹事会および常任幹事会とする。

第8条 大会は、この協議会の最高決議機関であり、定期の大会は毎年10月に常任幹事会が招集する。

第9条 臨時の大会は、下記の場合に常任幹事会が招集する。

- 1.常任幹事会が必要と認めたとき。
- 2.加盟組合の3分の1以上の要求があったとき。

第10条 大会は代議員及び役員をもって構成し、大会議長2名を代議員中よりその都度選出する。

第11条 大会は代議員数の2分の1以上の出席がなければ成立せず、議決には出席代議員の過半数の賛成を要する。

第12条 大会の日程議案その他必要事項は、大会開催日の1週間前までに各加盟組合宛告知しなければならない。

第13条 次の事項は大会の専決事項とする。

- 1.運動方針
- 2.予算と決算
- 3.綱領規約の改正

第14条 幹事会は大会に次ぐ決議機関であり、常任幹事必要会が必要と認めたときまたは加盟組合の3分の1以上の要求のあったときに常任幹事会が招集する。

第15条 幹事会は幹事及び常任幹事会構成員をもって構成し、議長1名をその都度幹事会中より選出する。

第16条 幹事会は幹事の2分の1以上の出席がなければ成立せず、議決は出席幹事の3分の2以上の賛成を必要とする。

第17条 幹事会の日程、議案その他必要事項は幹事会開催国前3日までに加盟組合宛告知しなければならない。

第18条 下の事項は幹事会の専決事項とする。

- 1.加盟脱退の承認に関すること。
- 2.追加予算、補正予算。
- 3.臨時費の徴収。
- 4.大会で委任された事項。

第19条 この協議会の執行機関は常任幹事会とする。

第20条 常任幹事会は常任幹事会及び幹事会で決議された事項を統制と責任をもって執行する常時活動機関であり、必要な場合は緊急事項を処理することができる。

第21条 常任幹事会は議長が必要と認めたとき、又は常任幹事会構成員の3分の1以上が要求したとき議長が招集する。

第 22 条 常任幹事会は議長、副議長、事務局長、事務局次長、会計及び常任幹事で構成し、議長は協議会議長があたる。

第 23 条 常任幹事会は構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立せず、議決には出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 24 条 この協議会に専門部をおき、常任幹事が各部長をうけもつことができる。

第 25 条 常任幹事会の事務機関として、事務局を設け事務局長をおく。事務局の運営や事務局員の待遇については別に定める。

#### 第四章 代議員、幹事及び役員

第 26 条 代議員の数は加盟組合の組合員数に応じて次の通りとする。選出方法は各加盟組合の自主的な方法による。

1. 組合員数 100 名未満の組合は 1 名。

2. 組合員数 100 名以上の組合は 100 名に 1 人の割合とし、組合員数 100 名に満たない端数は四捨五入により計算する。

3. 組合員数の算定は大会当日より 2 ヶ月前の組合費納入人員とする。

第 27 条 代議員は大会に出席して議決権を行使すると共に、各組合員に大会の報告を行う。

第 28 条 幹事は加盟組合毎にその自主的な方法により 1 名選出する。

第 29 条 幹事は幹事会の要請により一般業務執行の補佐をする。

第 30 条 この協議会に次の役員をおく。

議長 1 名、副議長若干名、事務局長 1 名、事務局次長 2 名、会計 1 名、常任幹事若干名、会計監査 2 名

第 31 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 議長はこの協議会を代表して業務を統括する。

2. 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときはその代理を務める。

3. 事務局長は事務局を統括し、事務全般を掌る。

4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときはその代理を勤める。

5. 会計はこの協議会の会計業務を掌る。

6. 常任幹事は三役と共に日常一般業務の執行にあたる。

7. (1) 会計監査は規約及び機関の決定に従って会計処理が正しくなされているかを監査し、その結果を大会に報告する。

(2) 会計監査は監査の結果、不正あるいは疑点を認めるときは、ただちに常任幹事会に通告する。この場合、常任幹事会はただちに適正な措置をとらなければならない。

第 32 条 役員を選出は次の通りである。

1. 議長、副議長、事務局長、事務局次長、会計、及び常任幹事は加盟組合員の中から大会において民主的な方法により選出する。

2. 会計監査は常任幹事会構成員以外の組合員の中から大会において民主的な方法により選出する。

第 33 条 役員に欠員が生じたときは、前条の範囲の中から幹事会において民主的な方法により選出し、補充する。

第 34 条 各役員の仕事は、定期大会より次期大会までとする。但し、再選を妨げない。補欠選挙された役員の仕事は前任者の残存期間とする。

#### 第五章 会計

第 35 条 この協議会の経費は、組合費、事業収入、その他の収入をもってあてる。

第 36 条 組合費は、組合員 1 人 200 円とし、その他の事項については別に定める。

第 37 条 この協議会の会計年度は 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日迄とする。

第 38 条 組合費は毎月末までに納める。

第 39 条 既に納めた組合費及び臨時費は一切返済しない。

第 40 条 決算及びこれに関するすべての報告は大会の議決承認を受けるにあたって、この協議会の会計監査の監査を経なければならない。監査は年 1 回とし、その他必要な場合に行う。

#### 第六章 改正

第 41 条 この規約は大会で出席代議員の 3 分の 2 以上の同意がなければ変更することができない。

附則(1992 年 10 月 24 日)

この規約は 1992 年 10 月 24 日より施行する。  
附則(2012 年 12 月 1 日)  
この規約は 2012 年 12 月 1 日に改正し同日施行する。